

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定


審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	7	担当課	産業政策課
			法第102条第1項	許認可等の内容	基準器検査	
基準器検査の意義 (基準器検査) 計量法第102条 検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査(以下「基準器検査」という。)は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。 2 基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けることができる者は、経済産業省令で定める。 (基準器検査を行う者) 計量法施行令第25条 法第102条第1項の検査は、次の各号に掲げる計量器ごとに、当該各号に掲げる者が行う。 一 長さ計(経済産業省令で定めるものに限る。)質量計(経済産業省令で定めるものに限る。)面積計及び体積計(経済産業省令で定めるものに限る。)その計量器の所在地を管轄する都道府県知事 (以下省略)						
申請 (基準器検査の申請) 基準器検査規則第6条 基準器検査を受けようとする者は、様式第1による申請書を経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所(以下「検査機関等」という。)に提出しなければならない。 (以下省略)						
基準器検査の合格条件 (合格条件) 法第103条 基準器検査を行った計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。 一 その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 二 その器差が経済産業省令で定める基準に適合すること 2 前項第1号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。 3 第1項第2号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、その計量器について計量器の校正をして定めるものとする。						

審査基準(申請に対する処分関係)

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	7	担当課	産業政策課
			法第102条第1項	許認可等の内容	基準器検査	
検査終了後の行為 (基準器検査証印) 法第104条 基準器検査に合格した計量器(以下「基準器」という。)には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印を付する。 2 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令で定める期間とする。 3 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する 基準器検査証印 基準器検査規則第19条 法第104条第1項の基準器検査証印の形状及び種類は、次のとおりとする。ただし、面積基準器に使用するものにおいてであることを妨げない。 						
不合格処分(行政手続法第8条関連) (基準器検査証印) 法第104条 3 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する (不合格票) 基準器検査規則第27条 法第160条第1項に規定する場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法第8条第1項の規定により、様式第13による不合格票によってするものとする。 2 法第105条第3項の規定により基準器検査成績書に記載する消印は、一辺の長さが3cmの正方形であって次の形状のものとする。						